

千歳市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年千歳市条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者の候補者の選定（以下「候補者の選定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会の組織)

第2条 条例第9条の千歳市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画部長及び総務部長
- (2) 当該公の施設所管部長
- (3) 学識経験等を有する者 5名
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員が互選する。副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 第2条第1項第3号の委員（次項において「委員」という。）の任期は3年以内とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解嘱することができる。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に関係人等の出席を求め、説明を聴くことができる。

(委員の除斥等)

第6条 委員は、自己及びその三親等以内の親族が理事その他の役員を務める団体、又は職務上において利害関係にある団体に係る候補者の選定について参与することができない。

2 委員は、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、指定管理者の選定を所管する課において行う。

(選定の方法)

第8条 選定委員会は、候補者の選定を行う場合において、団体ごとに評価書を作成し、条例第4条第1項各号に掲げる選定の基準を満たすかどうかについて審議するものとする。

2 指定管理者の候補者は、各委員の評価点が満点の原則7割以上であり、かつ、最も高い団体を各委員の支持する団体とし、出席委員の過半数の支持を得た団体とする。この場合において、過半数の支持を得た団体がないときは、選定委員会の審議により候補者を決定する。

(指定を辞退した場合の措置)

第9条 前条第1項の規定により候補者の選定を行った場合において、条例第6条の規定による指定管理者の指定を行うまでの間に当該候補者が指定を辞退したとき（当該候補者に指定管理者としての業務を遂行できない事由が生じたときを含む。以下同じ。）は、選定委員会の審議において、当該候補者以外の団体を新たに指定管理者の候補者とすることができる。新たな指定管理者の候補者が指定を辞退したときも、また同様とする。

(選定結果の公表)

第10条 選定委員会における選定結果は、公表するものとする。

(仮協定の締結)

第11条 市長は、指定管理者の候補者が決定したときは、速やかに当該候補者と仮協定を締結するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、候補者の選定に関し必要な事項は、市長が定める。

2 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月9日から施行する。

附 則（平成20年3月28日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月3日市長決裁）

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。

附 則（平成29年8月4日市長決裁）

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

附 則（令和2年6月12日市長決裁）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和5年6月19日市長決裁）

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和6年2月7日市長決裁（総務部長専決））

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。